

各 保 健 所 長 }
各 政 令 市 保 健 所 長 } 様

静岡県健康福祉部長

静岡県薬局機能情報提供制度実施要領の一部改正について

静岡県薬局機能情報提供制度実施要領については、平成 26 年 11 月 19 日付け衛薬第 710 号健康福祉部長通知により運用しているところですが、今般、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 19 号）が公布され、「健康サポート薬局である旨の表示の有無」が公表事項に追加されたこと等に伴い、別添のとおり一部改正しましたのでお知らせします。

については、下記の点に留意の上、運用いただくとともに関係機関及び薬剤師会非会員への周知をお願いします。

なお、公益社団法人静岡県薬剤師会会長あて別途通知しました。

記

1 改正の概要

- (1) 健康サポート薬局である旨の表示の有無（基本情報等）を追加した。
- (2) 省令改正に伴い、「営業時間」を「開店時間」に改めた。

2 留意事項

- (1) 健康サポート薬局である旨の届出は平成 28 年 10 月 1 日以降に行うことから、健康サポート薬局の公表についても同日以降となりますので、御留意ください。
- (2) 「営業時間」を「開店時間」に改めたことから、既報告内容と相違がある場合、変更報告が必要となりますが、次回の定期報告にて報告することで差し支えないものとしします。
- (3) 健康サポート薬局である旨の表示に係る薬局機能情報の報告があった場合等、薬局開設許可に係る届出の有無を確認しますので、必要事項を一覧表へ記載願います。



担 当 生活衛生局薬事課薬事企画班
電話番号 0 5 4 - 2 2 1 - 2 4 1 2